

○令和3年度決算に基づく健全化判断比率の算定

(単位:%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
斜里町数値	-	-	10.9	66.6
早期健全化基準	14.39	19.39	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

【健全化判断比率算出根拠】

1. 実質赤字比率 「一般会計等の実質赤字の比率」

(単位:千円、%)

一般会計等実質収支額 ①	標準財政規模 ②	実質赤字比率 ③=①/②×△100
364,398	6,111,614	△ 5.96

●計算式

$$\text{実質赤字比率③} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額①}}{\text{標準財政規模②}} \%$$

※一般会計等実質収支額とは、一般会計と国立公園内森林保全事業特別会計の実質収支額の合計となります。

※実質収支額が黒字の場合、実質赤字比率は負の値で計算されますが、実質赤字はないため実質赤字比率はないこととなります。

2. 連結実質赤字比率 「全ての会計の実質赤字の比率」

(単位:千円、%)

一般会計等実質収支額 ①	特別会計実質収支額 ②	公営企業会計資金不足・剰余額 ③	連結実質収支額 ④=①+②+③	標準財政規模 ⑤	連結実質赤字比率 ⑥=④/⑤×△100
364,398	79,929	562,939	1,007,266	6,111,614	△ 16.48

※特別会計実質収支額とは、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の実質収支額の合計となります。

※公営企業会計資金不足・剰余額とは、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業特別会計の資金不足・剰余額の合計となります。

※連結実質収支が黒字の場合、連結実質赤字比率は負の値で計算されますが、連結実質赤字はないため連結実質赤字比率はないこととなります。

●計算式

$$\text{連結実質赤字比率⑥} = \frac{\text{全ての会計の実質赤字額④}}{\text{標準財政規模⑤}} \%$$

3. 実質公債費比率 「公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率(3ヵ年平均)」

(単位:千円、%)

令和元年度(A)	地方債の元利償還金 ①	準元利償還金 ②	特定財源 ③	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額④	標準財政規模 ⑤	実質公債費比率(単年度) ⑥=(①+②)-(③+④)/⑤-④×100
	1,069,993	389,270	159,670	813,596	5,575,551	10.20583
令和2年度(B)	地方債の元利償還金 ①	準元利償還金 ②	特定財源 ③	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額④	標準財政規模 ⑤	実質公債費比率(単年度) ⑥=(①+②)-(③+④)/⑤-④×100
	1,064,493	438,467	153,069	838,768	5,760,335	10.38537
令和3年度(C)	地方債の元利償還金 ①	準元利償還金 ②	特定財源 ③	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額④	標準財政規模 ⑤	実質公債費比率(単年度) ⑥=(①+②)-(③+④)/⑤-④×100
	1,139,682	498,711	143,164	849,046	6,111,614	12.27885

※①の地方債の元利償還金については、公営企業分、繰上償還等を除いています。

※②の準元利償還金については、公営企業の地方債償還金に充てたと認められる繰入金や公債費に準ずる債務負担行為、一時借入金の利子等の合計です。

※④の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、普通交付税の額の算定に算入された額です。

●計算式

$$\text{実質公債費比率⑥ (3ヵ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金①} + \text{準元利償還金②}) - (\text{特定財源③} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})}{\text{標準財政規模⑤} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})} \%$$

実質公債費比率 3ヵ年平均 ⑦ = (A⑥+B⑥+C⑥)/3
10.9

4. 将来負担比率 「地方債残高ほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率」

(単位:千円、%)

将来負担額 ①	充当可能財源等 ②	標準財政規模 ③	算入公債費等 ④	将来負担比率 ⑤ = (①-②) / (③-④) × 100
16,906,256	13,397,677	6,111,614	849,046	66.6

※①の将来負担額は、地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額となります。

※②の充当可能財源等は、各種基金や地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に算入される見込額などの合計です。

※④の算入公債費等は、地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に算入された額です。

● 計算式

$$\text{将来負担比率⑤} = \frac{\text{将来負担額①} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額②})}{\text{標準財政規模③} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})} \%$$

○令和3年度決算に基づく病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計の資金不足比率の算定

(単位:%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	-	20.0%
水道事業会計	-	
公共下水道事業会計	-	

※資金不足額のない会計については、資金不足比率の欄は「-」を表示しています。

【資金不足比率算出根拠】

1. 資金不足比率(法適用企業)「公営企業ごとの資金不足の比率」

(単位:千円、%)

病院事業会計	流動負債の額	流動資産の額	解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額	資金不足額	営業収益	受託工事収益	営業収益-受託工事収益	資金不足比率
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧=⑥-⑦	⑨=⑤/⑧
	111,874	404,808	0	292,934	0	980,350	0	980,350	-

水道事業会計	流動負債の額	流動資産の額	解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額	資金不足額	営業収益	受託工事収益	営業収益-受託工事収益	資金不足比率
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧=⑥-⑦	⑨=⑤/⑧
	40,400	310,118	0	269,718	0	251,122	0	251,122	-

※①の流動負債の額について、H26決算から地方公営企業会計制度の改正による会計基準の見直しにより、建設改良費に充てられる企業債が負債に計上されることになったことから、企業債等の長期借入金を除いた流動負債の額が、資金不足比率を算定する上での流動資産の額になります。

2. 資金不足比率(法非適用企業)「公営企業ごとの資金不足の比率」

(単位:千円、%)

下水道事業会計	歳出額	歳入額	解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額	資金不足額	営業収益	受託工事収益	営業収益-受託工事収益	資金不足比率
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧=⑥-⑦	⑨=⑤/⑧
	723,514	723,801	0	287	0	178,885	0	178,885	-

※④の資金不足額・剰余額が、正の値の場合は資金剰余額、負の値の場合は資金不足額となります。

※④の項目で資金不足額(負の値)がある場合は、⑤の項目で正の値で表示され、資金不足額がない場合は、⑤の項目は0となります。

●計算式

$$\text{資金不足比率⑨} = \frac{\text{資金の不足額⑤}}{\text{事業の規模⑧}} \%$$